

3月定例会 議案審査 産業建設委員会

産業振興の取り組みをより一層推進するための条例改正



問 事業者の役割として、域外資本企業に努力義務を求めているが、今後どのようにアプローチするのか。

答 本条例の趣旨を分かりやすい形で書面にし、市民や事業者の方々と共に共有するとともに、まずは顔と顔を見合わせてご協力をお願いするといった地道な取り組みから進めていく。

特選館あじかを民間による運営とするための条例改正



特選館あじか

問 地権者との交渉の状況は。

答 地権者の市と契約したいという意向を受け、市が借りてあじかファミリー会に貸与する形とした。

問 今後の市のサポートは。

答 情報発信や様々な運営に関する相談に応えながら、国府地域の魅力の一つとしてサポートしていきたい。

市営住宅の連帯保証人の見直し等を行うための条例改正



市営住宅サンハピネス

問 住まいのセーフティネットという観点から、国は連帯保証人を入居の前提から見直すよう通知しているが、県内他市の動向は。

答 公営住宅を設置している県を含む34自治体のうち、3月1日現在で連帯保証人を不要としているのは1自治体のみで、他は連帯保証人を継続することとしている。

下水道事業に地方公営企業法を適用するための条例改正



クリンピア高山（下水処理場）

問 企業会計化に伴い受益者負担の原則に基づいた運営となるが、老朽化に伴う施設更新などを計画的に行う財政運営が可能か。

答 現時点でも数億円の財源不足が生じており、一般会計からの繰り入れで補填している。今後は更なる経費削減に努めるとともに、経営状況を見える化する中で、使用料の改定等にもご理解いただけるよう努めていく。